

鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託仕様書

1 目的

この事業は、生活困窮世帯のうち生活保護受給世帯（以下「被保護世帯」という。）及び児童養護施設入所者（以下「施設入所者」という。）を対象に、学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言や、家庭や学校以外の安心できる居場所における支援員や子ども同士の交流などを通じて、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や社会性の育成及び学習意欲の向上等を図るとともに、関係機関と連携して保護者に対する養育支援等を行うことで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とする。

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 実施場所

被保護世帯については、支援対象者数のニーズを踏まえ、本市と協議の上、受注者が用意した場所で実施すること。

施設入所者については、児童養護施設で実施すること。

(2) 教育支援員の設置

この事業の実施にあたり、受注者は、支援対象者の支援を行う教育支援員を2人以上配置するものとする。

(3) 統括責任者の設置

受注者は、1人統括責任者を配置するものとする。

なお、統括責任者は教育支援員を兼ねることができる。

教育支援員・統括責任者の要件

教育支援員及び統括責任者は、教員免許を所持している、または学習塾での学習指導経験がある等支援対象者への学習支援の能力を有するとともに、被保護世帯及び施設入所者の福祉の向上に理解と熱意のある者であること。

(4) 学習・生活支援の方法

学習支援は、教室形式による方法により実施する。

ただし、児童養護施設については施設内にて実施する。

(5) 学習・生活支援の内容

小学5、6年生及び中学生、高校生の学習支援、居場所の提供、進路・進学に関する相談及び保護者に対する養育支援等を行う。

(6) 事業報告

学習・生活支援の実施内容については、記録に残し、市に報告する。

詳細は「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業実施要領」のとおり

4 業務実施目標

支援対象者に週1回以上の学習支援及び生活支援を実施し、合計支援回数は1人あたり32回以上を目標とする。

5 支援対象者予定数

10名

6 業務に要する経費

委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、発注者との打合せに要する費用も含まれる。

学習支援及び生活支援実績が事業目標に達しない場合は、委託料を減額することもある。

支援対象者に変動がある場合は、委託料を変更する。

7 その他

(1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

発注者は、受注者が「鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、契約の相手側として不相当であると認められるときは、契約を解除することができる。

(2) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

② 発注者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第6条の規定により「鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。